

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理(予防接種)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉城町は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

玉城町長

## 公表日

令和3年4月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種管理に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住している者を対象に予防接種を適切に実施する。また、接種歴の管理、健康被害に対する給付等を行う。 なお、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 自治体中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表第一の10の項、第93項の2  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号）  （別表第二における情報提供の根拠） ・16の2の項、115の2の項  （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項（16の2、17、18、19の項） ・新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務（115の2） ・別表第二省令第13条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務政策課 三重県度会郡玉城町田丸114番地2 0596-58-8200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 三重県度会郡玉城町田丸114番地2 0596-58-8203

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月22日	I-5 評価実施期間における担当部署	生活福祉課	保健福祉課	事後	
令和1年6月22日	I-5 評価実施期間における担当部署所属長の役職名	生活福祉課長 中村 元紀	保健福祉課長	事後	
令和1年6月22日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	総務課 三重県度会郡玉城町田丸114番地2 0596-58-8200	総務政策課 三重県度会郡玉城町田丸114番地2 0596-58-8200	事後	
令和1年6月22日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	生活福祉課 三重県度会郡玉城町田丸114番地2 0596-58-8203	保健福祉課 三重県度会郡玉城町田丸114番地2 0596-58-8203	事後	
令和1年6月22日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	平成26年10月31日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月22日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	平成26年10月31日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月22日	IV リスク対策	—	様式の変更に伴う新規項目の記載の追加	事後	
令和3年4月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、市町村が実施した予防接種の実施状況を管理する。	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住している者を対象に予防接種を適切に実施する。また、接種歴の管理、健康被害に対する給付等を行う。 なお、予防接種法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和3年4月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	予防接種の接種歴	予防接種台帳ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録関係ファイル	事後	
令和3年4月30日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一の10の項	番号法別表第一 項番10、項番93の2	事後	
令和3年4月30日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条 第7項 別表第二の17,18,19の項	番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」とある項(17、18、19の項)  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」とある項(115の2の項)	事後	
令和3年4月30日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年4月30日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年4月30日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年4月30日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委任	—	十分である	事後	
令和3年4月30日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	—	十分である	事後	